

あきたスマイルケア食研究会設置要領

(名称)

第1条 本会は、あきたスマイルケア食研究会という。

(目的)

第2条 加齢や各種疾患等に起因する「食事への配慮が必要な人」に対する生活の質の向上と栄養確保の観点から、秋田県内における県産農林水産物を活用したスマイルケア食の開発や利用普及と啓発を通じて、元気で長生きできる健康づくりを総合的に推進することを目的とする。

(内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 「食事への配慮が必要な人」に係わる関係者の相互理解と連携を図るための情報収集と会員相互の情報交換に関すること。
- (2) 県産農林水産物を活用したスマイルケア食の開発や利用普及と啓発に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 本会は、本会の設置目的に賛同する県内の医療・福祉関連事業者、農林漁業者、食品製造業者、流通・販売業者、関係団体、大学、研究機関、金融機関、行政機関及び個人をもって構成する。

(入会)

第5条 本会への入会を希望する者は、別に定める様式により入会申込書を提出するものとする。

2 本会への入会金及び会費は、無料とする。

(会長、副会長)

第6条 本会に会長1名及び副会長2名を置き、会員の互選により、これを定める。会長及び副会長の任期は2年とし再任を妨げない。

2 会長は会を代表し、総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 本会の開催は、会長が招集する。

2 本会には、必要に応じ関係者を助言者として出席させることができる。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、秋田県総合食品研究センターが担当する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年7月26日から適用する。

別紙様式 (第5条)

「あきたスマイルケア食研究会」入会申込書

令和 年 月 日

あきたスマイルケア食研究会事務局 行き

(秋田県総合食品研究センター FAX 018-888-2008)

あきたスマイルケア食研究会の活動に賛同し、会員になることを申し込みします。

なお、以下の情報は、研究会事務局からの情報提供や、会員相互の情報交換のため会員名簿を作成し、会員に対して配布する目的で使用される場合に限って利用されることに同意します。

ご所属 (お役職名)

ご氏名 (ふりがな)

()

連絡先ご住所

〒

TEL

FAX

E-mail

あきたスマイルケア食研究会への入会のご案内



あきたスマイルケア食研究会

加齢や各種疾患等に起因する「食事への配慮が必要な人」に対する生活の質の向上と栄養確保の観点から、秋田県内における県産農林水産物を活用したスマイルケア食の開発や利用普及と啓発を通じて、元気で長生きできる健康づくりを総合的に推進することを目的として設立されました。

主な活動内容は、事務局から会員の皆様への様々な情報提供です。また、県内事業者によるスマイルケア食の開発において、会員の皆様からのご助言をいただいております。

年会費無料

あきたスマイルケア食研究会

お問い合わせ(事務局)

〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄 4-26

秋田県総合食品研究センター

TEL 018-888-2000

FAX 018-888-2008

E-mail: info@arif.pref.akita.jp

(裏面に入会申込書)